

社団法人 町田法人会報





ご 挨拶

社団法人 町田法人会 三 橋 忠 正

秋暑の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素当会の運営につきましては、格別のご尽力を賜わり心より厚く御礼申し上げます。また税務当局並びに関係各位には、深いご理解のもと、絶大なるご支援を頂き誠に有難うございます。

第八回通常総会の開催に際しましては、三田村署長始めご来賓の方々並びに会員の皆様には、公私ご多忙の中多数ご出席を賜わりまして誠に有難うございました。

以下ご報告の通り、昨年度も活発な会務の運営を遂行致すことができ、これも役員各位の並々ならぬご努力、ご研鑽と会員諸兄のご協力の賜物と衷心より敬意を表し感謝を申し上げる次第でございます。

昨年度を振り返りますと、特筆すべき活動として、《地区会を更に活性化するための地区再編成》と、《全法連百万社達成の会員増強運動》の二大事業がございました。地区再編成に関しましては、従来の8地区会を14地区会に細分化することにより、事業活動のためのより緻密な情報伝達と、より軽快なネットワークを実現することができました。また、会員の増強につきましては、毎年活発な活動がなされていますが、とりわけ昨年は全法連

百万社達成という大きな目標に向けて、例年以上のご協力によりまして、無事当会の割当てを達成することができました。その他にも、共済制度連絡協議会開催による連絡協調の結果、大型保障制度等への高い加入率の達成や公開講演会をはじめとする各種講演会の実施、源泉、青年、婦人各部会の充実した事業活動等活発な事業活動がなされました。

新年度を迎え、大きな事業として《会員名簿作成》を控えております。これには、既に会員名簿作成特別委員会も編成され、活動を始めており、近々発刊できるものと思います。

また今年は税制改革という日本の国家にとって最重要課題ともいべき問題が大いに論議される年であります。ご当局も前回の間接税導入では国民のコンセンサスを得るに至らず、その実現はならなかったわけですが、今回は拙速に過ぎず十分な論議を踏まえて、来たるべき高齢化社会に備え健全な国家財政を賄うための不公平感、重税感のない税制の実現を切に望むところであります。

終りに、新年度も皆様のご支援によりまして会務の運営に努力をいたす所存でございますので、宜しくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして私の挨拶といたします。

目

ご挨拶（三橋会長）	2
着任のご挨拶（町田税務署長）	3
第八回通常総会報告	5
法人税解説シリーズ	11
（借地権の認定課税を免れるために）	

次

利子税がかわりました	14
部会だより	16
委員会だより	21
（厚生委員会・研修委員会委員会）	
税務署からのお知らせ	23



着任のご挨拶

町田税務署長 花田 尚

残暑厳しき折り、社団法人町田法人会の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動で東京国税局税務相談室主任相談官から参りました花田でございます。三田村前署長同様よろしくお願い申し上げます。

町田法人会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

町田法人会は昭和25年に創立されて以来、一貫して健全な納税者団体として税知識の普及と納税道義の高揚に努められ、税務行政の円滑な運営に多大な寄与をなされていると伺っております。

特に、東京法人会連合会の中でも有数の組織率を誇り、会活動も素晴らしい研修会等を通じ、魅力ある法人会づくりをめざして取り組んでおられることは、税務行政に携わる私どもといたしましても大変心強く感じている次第でございます。

これもひとえに三橋会長を初め、役員、並びに会員の皆様方の税務に対する深いご理解と、並々ならぬご尽力の賜ものと深く敬意を表する次第であります。

昨今、税に対する国民の関心はかつてないほど高まっており、国会でも税制改革について論議されているところでありますが、今後の高齢化社会の到来、経済の一層の多様化国際化を展望するとき、抜本的な税制改革の実現は避けて通れない課題であろうかと思えます。

一方、税務行政を取り巻く環境も、適正公平な課税に対する国民の関心と要請がますます強まってきており、加えて税務を取り巻く社会、経済の状況は納税者数の著しい増加、経済のサービス化、経済取引の広域化、複雑化等の動きに顕著なものがあります。

このような中で、私ども税務に携わるものの使命は課税の公平の実現と税務に対する信頼に応えることが責務であると考え、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

身延山の参道にある日連上人の遺文に「異体同心」という言葉があり、現在も説教に良く使われているとのことですが、私は着任に際し職員に対して常に「異心同体」であるよう訓示したところでございます。法人会の活動につきましては、立場は異なりますが法人会員の皆様方も「納税道義の高揚を図る」と言う理念では「同心」であると考えております。

今後とも署長、副署長を中心といたしまして統括官などが皆様方の直接の相談相手となり、手を携えてより一層の魅力ある法人会づくりに、精一杯努めてまいりたいと思っております。

皆様方にはご事業と会活動と本当にご苦労様でございますが、より一層活力ある会の育成のために数多くの新しい会員を仲間に入れて他の法人会のリーダーとなるべく、更なるご活躍を重ねてお願い申し上げます。私の着任の挨拶に替えさせていただきます。

町田税務署異動のお知らせ

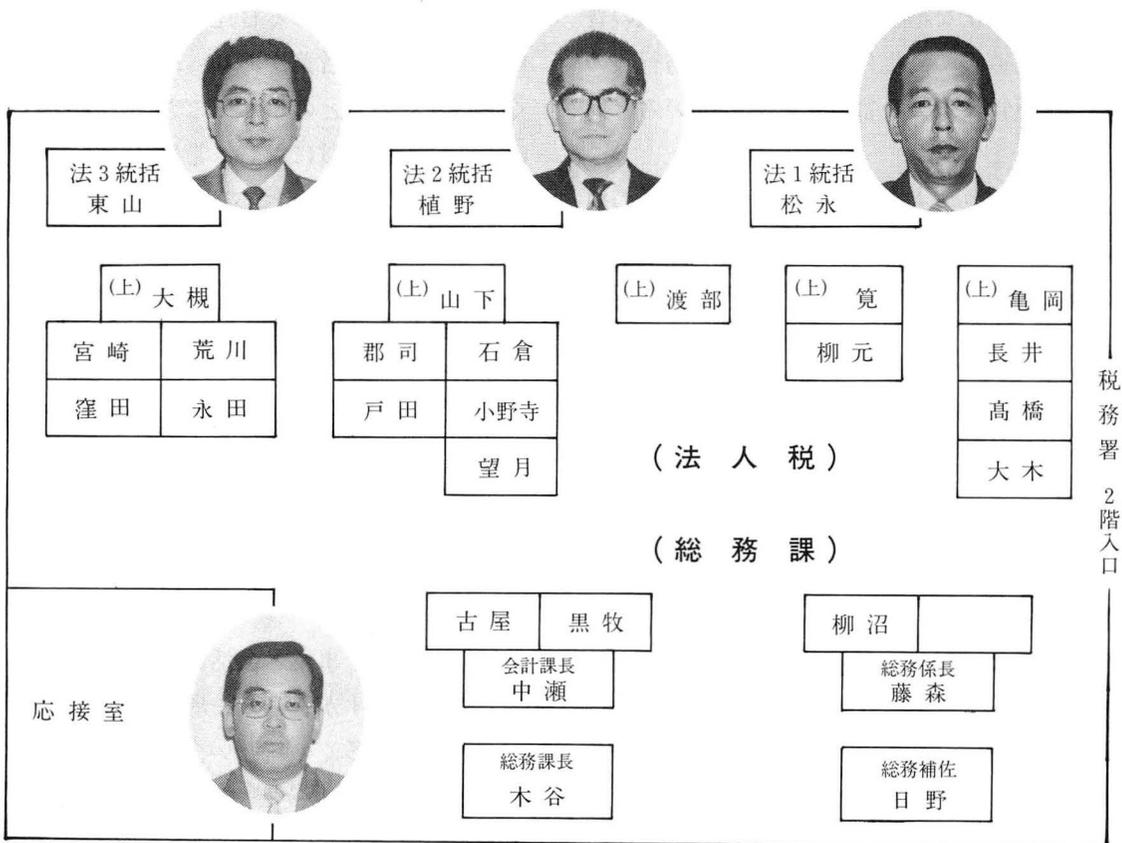
⇄ 転 入

所 属	氏 名	前 任 署
署 長	花 田 尚	局、税務相談室、主任相談官
総 務 課 長	木 谷 聖 三	玉川、資産1統括官
法人税1 上 席	亀 岡 幸 二	府中、法人税2、上席
法人税2 統括官	植 野 浩 幸	藤沢、法人税4 統括官
法人税2 上 席	山 下 信 雄	新宿、法人特官付上席
法人税3 統括官	東 山 幸 次	局、調査3部、主査
法人税3 上 席	大 槻 充 男	渋谷、法人税8 上席

⇄ 転 出

所 属	氏 名	転 出 先 等
署 長	三田村 宗 吾	辞職
総 務 課 長	眞 室 順	芝、総務課長
法人税2 統括官	阿 部 正 也	杉並、法人税3 統括官
法人税2 上 席	須 藤 正 勝	局、徴収部、主査

町 田 税 務 署 配 席 図



第八回 通常総会報告

昭和63年5月16日午後3時30分より千寿閣において第八回通常総会を開催した。

司会杉浦常任理事が開会を告げ、会員数2,757社、出席会員数120社、委任状1,458社、議決権総数1,578社と報告。よって本総会は適法に成立した旨を宣言した。

続いて総会次第書に従い、石井副会長の開会のことば、三橋会長あいさつの後、議長席に着席、古関、藤田両常任理事を議事録署名人に選任し、議事に入った。

第1号議案 昭和62年度事業報告承認の件

尾辻総務副委員長報告。

第2号議案 昭和62年度収支決算報告並びに監査報告承認の件

木目田財務副委員長、岩澤監事報告。

第3号議案 昭和63年度事業計画案承認の件

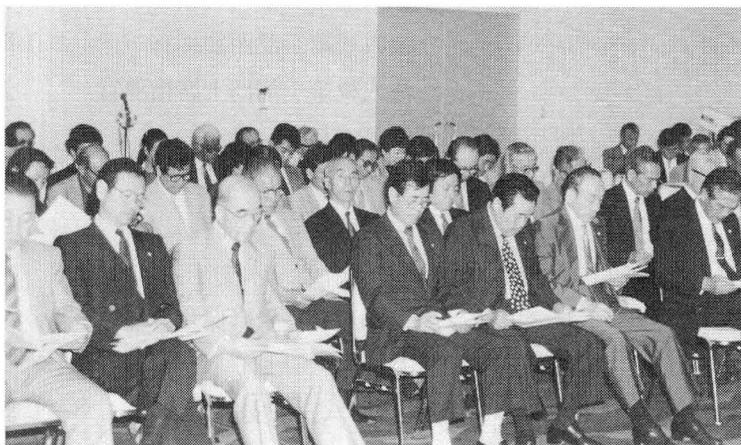
尾辻総務副委員長朗読説明。

第4号議案 昭和63年度収支予算案承認の件
木目田財務副委員長説明。

それぞれ慎重に審議し全議案を可決した。

引続き、感謝状贈呈にうつり、昭和62年度会員増強功労者82名に対し、三橋会長から表彰者を代表して、萩生田鶴川第一地区会長に感謝状が贈呈された。

つづいて、ご来賓の三田村町田税務署長、安藤町田都税事務所長、笠原町田市助役、早川東京税理士会町田支部長よりご祝辞を賜わり、鈴木副会長の閉会のことばをもって午後5時終了した。



会場は、例年を上回る出席となった。

第2部として、金子常任理事の司会により懇親会を開催。小野寺町田税務署副署長の乾杯ののち、加藤町田市商工会長のご祝辞をいただき、歓談後なごやかなうちに終了した。

議案の概要

第1号議案 昭和62年度事業報告

- (財) 全国法人会総連合関係 行事9回
- (社) 東京法人会連合会関係 行事49回
- 三多摩法人会連合会関係 行事8
- 町田法人会関係 総会1回、監査1回、(会議) 理事会9回、常任理事会2回、役員会5回、会員数調査特別委員会12回、



三田村前署長から祝辞をいただく。

会員名簿作成特別委員会 3回、委員会12回、
地区役員会25回、法人会共済制度連絡協議
会 2回。

(事業)公開講演会 2回、地区別研修会 5回、
年末調整事務等説明会 6回、初級実務簿記
講習会 9回、中級実務簿記講習会 9回、新
設法人税務説明会12回、決算法人税務説明
会12回、金融経営相談 3回、関連行事11回。

(部会)源泉部会関係諸行事10回、青年部会
関係諸行事31回、婦人部会関係諸行事20回。
(その他)陳情。昭和63年度税制改正要望事
項について、地元選出衆議院議員石渡照久、
石川要三、斎藤節、山花貞夫の各議員に対
し、(社)東京法人会連合会会長横河正三、
(社)町田法人会会長三橋忠正連記にて陳情
を行なった。

ご 来 賓 名 簿

町田税務署 署長
副署長
法人税第一部門統括官
法人税第二部門統括官
法人税第一部門上席指導官
町田都税事務所 所長
町田市役所 市長代理 助役
東京税理士会 町田支部 支部長
大同生命保険相互会社 厚木支社長
アメリカン・ファミリー生命保険会社
八王子支社長
A I U 保険会社 八王子支店長
N P 通信社 相談役
町田タイムズ社(武相新聞)社主
(株)町田ジャーナル社 主幹

三田村 宗 吾 殿
小野寺 宗 隆 殿
松 永 裕 道 殿
阿 部 正 也 殿
渡 部 正 晴 殿
安 藤 和 夫 殿
笠 原 邦 雄 殿
早 川 昇 殿
石 田 拓 殿
稲 葉 裕 殿
野 川 亮 輔 殿
三 谷 政 文 殿
山 根 吉 人 殿
堀 江 泰 紹 殿

有機農法米取扱店

米穀. 灯油. ペットフード.

玉川学園 **古 関 米 穀 店**

本店 TEL. 32-8032

支店 TEL. 25-8506



第2号議案 昭和62年度収支決算報告並びに監査報告

自昭和62年4月1日～至昭和63年3月31日

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 額	摘 要
1. 収 入 の 部				
1 基本財産運用収入	200,000	280,059	△ 80,059	基本財産 定期預金利息
2 会 費 収 入	24,582,600	24,824,900	△ 242,300	期末会員数 2,757社
3 補 助 金 収 入	4,087,325	4,954,325	△ 867,000	全法連、東法連大型保障金
4 受 取 利 息	50,100	40,545	9,555	普通、定期預金利息
5 雑 収 入	610,000	940,670	△ 330,670	簿記講習会等
6 退職給与引当金取崩益	0	0	0	
当期収入合計(A)	29,530,025	31,040,499	△ 1,510,474	
前期繰越収支差額	2,306,349	2,306,349	0	
収 入 合 計 (B)	31,836,374	33,346,848	△ 1,510,474	
2. 支 出 の 部				
1. 事 業 費				
1 講 習 講 演 会 費	2,380,000	2,033,595	346,405	税務説明会、簿記講習会、講演会等
2 研 究 懇 談 会 費	400,000	228,000	172,000	税務懇談会費等
3 地 区、支 部 運 営 費	2,000,000	2,000,000	0	地区、支部運営活動費
4 部 会 運 営 費	1,600,000	1,766,000	△ 166,000	専門部会運営活動費
5 会 報 発 行 費	3,960,000	2,416,100	1,543,900	法人会報、ニュース発行費
6 連 合 会 報 費	620,000	611,600	8,400	「法人の税務」購入料
7 広 報 費	550,000	542,600	7,400	電柱、電話柱看板料及び広告料等
8 連 合 会 費	500,000	540,490	△ 40,490	東法連、三法連会費等
9 会 員 増 強 推 進 費	400,000	100,900	299,100	会員増強月間運動諸費
10 行 事 費	1,270,000	1,292,720	△ 22,720	通常総会費用等
11 通 信 費	2,370,000	2,636,080	△ 266,080	法人の税務他、通信費
12 印 刷 製 本 費	250,000	326,800	△ 76,800	封筒印刷費
事 業 費 計	16,300,000	14,494,885	1,805,115	
2. 管 理 費				
1 給 料 手 当 金	9,400,000	9,409,534	△ 9,534	職員給与と交通費
2 退 職 職 費	0	0	0	
3 福 利 厚 生 費	100,000	90,752	9,248	社会保険、勤労者互助会会費等
4 役 員 会 費	450,000	414,880	35,120	理事会の会議費
5 委 員 会 費	250,000	520,900	197,910	各委員会の会議費
6 旅 費 交 通 費	200,000	257,820	△ 57,820	役職員出張費
7 消 耗 品 費	80,000	78,284	1,716	写真代その他消耗品費
8 事 務 用 品 費	400,000	391,038	8,962	事務用品及び、複写機関係費
9 水 道 光 熱 費	230,000	231,302	△ 1,302	事務所水道光熱費
10 家 賃 料	1,032,000	1,032,000	0	事務所家賃
11 支 払 手 数 料	600,000	614,710	△ 14,710	三井ファイナンス集金手数料他
12 慶 弔 費	100,000	88,000	12,000	会員供花代他
13 渉 外 費	300,000	351,000	△ 51,000	関係団体、対外的慶弔
14 図 書 費	100,000	98,800	1,200	税務関係図書購入費
15 雑 費	100,000	0	100,000	
16 諸 税 公 課	50,000	25,000	25,000	収入印紙代
管 理 費 計	13,302,000	13,135,210	166,790	
事 業 費 ・ 管 理 費 計	29,602,000	27,630,095	1,971,905	
3. 備 品 購 入 費	100,000	34,380	65,620	固定資産取得支出 暖房器具
4. 退 職 給 与 引 当 金 繰 入	440,000	500,000	△ 60,000	特定預金支出三和銀行
5. 電 算 購 入 費	500,000	0	500,000	
6. 電 算 購 入 費	0	537,500	△ 537,500	固定資産取得支出 NECワードプロセッサ文豪 3V購入諸費
7. 会 館 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0	特定預出支出 会館建設積立通知預金
8. 子 備 費	194,374	0	194,374	
当期支出合計(C)	31,836,374	29,701,975	2,134,399	
当期収支差額 (A) - (C)	△ 2,306,349	1,338,524	△ 3,644,873	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	3,644,873	△ 3,644,873	

以上の通り報告致します。

昭和63年4月15日

社団法人 町田法人会

会長 三橋 忠正

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であることを認め報告します。

昭和63年4月15日

監事 岩澤 正義 ㊟

監事 若林 忠次 ㊟

第3号議案 昭和63年度事業計画

■事業活動の基本方針

法人会は、「よき経営者をめざす者の団体」として、社会的に信頼される健全な企業経営の維持発展と、「21世紀をめざした望ましい税制の実現」に向けて活動して行くとともに、福利厚生制度の充実による会員企業に対する責任を果たしていくことを基本とする。

この基本的理念をふまえ下記重点事項に添って具体的事業計画を推進する。

■重点事項

1. 会員増強と加入率の向上。

会員数及び加入率は、相当高い水準に達しているが、新設法人の恒常的增加、転出入による会員の移動が激しい現状である。

従って、会活動の重要な柱である会員増強運動をなお一層推進し、加入率の維持、向上に努める。

2. 地区組織の充実強化。

地区組織の充実を図るため、随時地区役員会を開催し、情報の交換を行うとともに、研

修会、懇談会、会員増強等を実施して、会員相互の親睦を深め、地区活動の活発化を図る。
3. 事業活動の拡大。

効果的な事業活動を実施するため委員会と地区会、部会との緊密な連携のもとに主体事業を拡大し、会員企業の経営に役立つ、キメ細かい事業の実施に努める。



木目田財務副委員長が63年度収支予算を提案。

第4号議案 昭和63年度 収 支 予 算

昭和63年4月1日～至昭和64年3月31日

(単位：円)

科 目	昭和63年度 予 算 額	昭和62年度 予 算 額	増 減	摘 要
I 収 入 の 部				
1 基本財産運用収入	200,000	200,000	0	基本財産 定期預金利息
2 会 費 収 入	25,202,100	24,582,600	619,500	2.757社 期首+期中
3 事 業 収 入	4,860,000	240,000	4,620,000	
(1) 研 修 会 収 入	240,000	240,000	0	簿記講習会等
(2) 会報掲載広告収入	1,120,000	0	1,120,000	会報郵送
(3) 名簿掲載広告収入	3,500,000	0	3,500,000	名簿発行
4 補 助 金 収 入	4,205,050	4,087,325	117,725	全法連、東法連補助金
5 雑 収 入	351,390	420,100	△ 68,710	
(1) 受 取 利 息	46,390	50,100	△ 3,710	定期、普通預金利息
(2) 雑 収 入	305,000	370,000	△ 65,000	事務委託費等
6 特定預金取崩収入	1,500,000	0	1,500,000	O A機購入預金支出
当期収入合計(A)	36,318,540	29,530,025	6,788,515	
前期繰越収支差額	3,644,873	2,306,349	1,338,524	
収 入 合 計 (B)	39,963,413	31,836,374	8,127,039	

収支予算書は次ページにつづきます。

科 目	昭和63年度 予 算 額	昭和62年度 予 算 額	増 減	摘 要
Ⅱ 支 出 の 部				
1 事 業 費	15,720,000	12,810,000	2,910,000	
(1) 研 修 会 費	2,650,000	2,380,000	270,000	公開講演会等。前年度科目「講習講演会費」
(2) 広 報 費	600,000	550,000	50,000	電柱、電話柱看板料等広報活動費
(3) 会 報 発 行 費	2,700,000	2,200,000	500,000	法人会会報、ニュース発行費
(4) 会 員 名 簿 発 行 費	3,500,000	1,760,000	1,740,000	会員名簿発行費
(5) 連 合 会 会 報 費	620,000	620,000	0	「法人の税務」購入費
(6) 会 員 増 強 推 進 費	300,000	400,000	△ 100,000	会員増強月間運動諸費
(7) 地 区、支 部 運 営 費	2,200,000	2,000,000	200,000	地区、支部運営活動費
(8) 部 会 運 営 費	1,800,000	1,600,000	200,000	源泉部会、青年部会、婦人部会運営活動費
(9) 連 合 会 費	550,000	500,000	50,000	東法連、三法連会費等
(10) 研 究 懇 談 会 費	400,000	400,000	0	友誼団体共催事業等負担金
(11) 渉 外 費	300,000	300,000	0	関連団体、対外的慶弔
(12) 慶 弔 費	100,000	100,000	0	会員供花代他
2 会 議 費	1,800,000	1,970,000	△ 170,000	
(1) 総 会 費	1,000,000	1,270,000	△ 270,000	総会関係諸費。前年度科目「行事費」
(2) 役 員 会 費	500,000	450,000	50,000	理事会費
(3) 委 員 会 費	300,000	250,000	50,000	各委員会費
3 管 理 費	18,032,000	14,822,000	3,210,000	
(1) 給 料 手 当	9,800,000	9,400,000	400,000	職員給与と交通費
(2) 福 利 厚 生 費	700,000	100,000	600,000	社会保険、勤労者互助会会費等
(3) 旅 費 交 通 費	300,000	200,000	100,000	役職員交通費
(4) 通 信 費	3,720,000	2,370,000	1,350,000	会報、法人の税務等発送通信費
(5) 什 器 備 品 費	650,000	0	650,000	複写機等、備品保全費
(6) 消 耗 品 費	100,000	80,000	20,000	消耗品、写真代他
(7) 事 務 用 品 費	150,000	400,000	△ 250,000	事務用品費
(8) 修 繕 費	150,000	0	150,000	事務所修繕費
(9) 印 刷 製 本 費	400,000	250,000	150,000	封筒、帯封印刷費
(10) 水 道 光 熱 費	240,000	230,000	10,000	事務所水道光熱費
(11) 家 賃	1,032,000	1,032,000	0	事務所家賃
(12) 租 税 公 課	30,000	50,000	△ 20,000	印紙代
(13) 支 払 手 数 料	650,000	600,000	50,000	三井ファイナンス委託手数料他
(14) 図 書 費	100,000	100,000	0	税務関係図書購入費
(15) 雑 費	10,000	10,000	0	
支 出 の 部 小 計	35,552,000	29,602,000	5,950,000	
4 固 定 資 産 取 得 支 出	300,000	100,000	200,000	
(1) 什 器 備 品 購 入 支 出	300,000	100,000	200,000	研修会用スライド映写機、ビデオ
5 特 定 預 金 支 出	4,000,000	1,940,000	2,060,000	
(1) O A 機 購 入 引 当 預 金 支 出	1,500,000	500,000	1,000,000	前年度科目「電算購入引当金」
(2) 会 館 積 立 引 当 預 金 支 出	1,000,000	1,000,000	0	
(3) 退 職 給 与 引 当 預 金 支 出	500,000	440,000	60,000	
(4) 10 周 年 記 念 積 立 預 金	1,000,000	0	1,000,000	社団化10周年記念事業費積立
6 予 備 費	111,413	194,374	△ 82,961	
当 期 支 出 合 計 (C)	39,963,413	31,836,374	8,127,039	
当 期 収 支 差 額 (A)-(C)	△ 3,644,873	△ 2,306,349	△ 1,338,524	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B)-(C)	0	0	0	

昭和62年度

会員増強功勞者表彰者名簿

萩生田産業株式会社	萩生田博	有限会社杉本屋酒店	高橋一行
株式会社三和	小山克己	株式会社マツヤ	松山在九
株式会社総合図書	藤田義徳	合名会社平野屋金物店	平本勝哉
有限会社古関商店	古関隆幸	有限会社きはるやフーズ	対井之上哲夫
有限会社クラウン興業	木口純一	株式会社久美堂	堤敏子
有限会社つくし野興産	和知純一	株式会社堤組	堤敏子
有限会社クローバー	伊田貞子	有限会社丸政商店	小山政継
有限会社丸孝家具店	八木下正男	有限会社泰和	渋谷朝泰
株式会社マルカワ	小川量司	丸中興産株式会社	青木正保
株式会社町田中央建設	老沼和夫	株式会社東京建創	白木富雄
有限会社高木商店	高木登雄	有限会社北村建築設計事務所	北村紀一
岩波建設株式会社	岩波弘介	株式会社カネイ	五十嵐昭三
有限会社シマノ	島野好子	有限会社小沢工業所	小原沢正次
有限会社小沢水道工事	小沢良男	町田ホンダ販売株式会社	矢沢利夫
有限会社ホビー模型おくぬし	小奥主俊彦	株式会社オンワード縫製	内山龍雄
高尾建設株式会社	高尾伸二	株式会社電巧舎	尾辻原国隆
株式会社マルサ園芸	佐藤政安	株式会社協立産業	塩村上村徳次
有限会社村田商店	村田安徳	八昭印刷株式会社	金子組
デック株式会社	堀江雅一	有限会社金子組	金子組
有限会社須崎米穀店	須崎一男	株式会社内藤電誠町田製作所	阿部直
株式会社金子商店	金子仙太郎	有限会社しんざかや	木目田元
相模工機株式会社	大川健次	東海住建株式会社	川田繁雄
株式会社東都トロ保健センター	三沢健二	有限会社コンピューターシステムデザイン	吉田潤
有限会社ハッピーストア	木下公福	有限会社市川コンクリート工業所	市川和男
相武石油有限会社	青木幸雄	株式会社村山工業所	村山樹太郎
有限会社アカシア	勝又隆	株式会社千葉電設	千葉平八
株式会社加藤組	加藤三郎	株式会社カザマ	風間克己
千歳モーターズ有限会社	石坂昌司	有限会社中溝自動車	中溝久雄
有限会社熊沢石油	熊沢利治	有限会社煎茶屋	村松稠敏
八木食品産業株式会社	八木要人	有限会社斉藤工業	斉藤利光
大日電機工業株式会社	中谷成人	有限会社横内電気商会	横内鴻
八弘商事株式会社	八木正雄	有限会社石阪石油	石阪尚
医療法人・社団芙蓉会・芙蓉病院	四ヶ所守博	有限会社馬場工務店	馬場勝治
ケーユー商事株式会社	井上恵博	株式会社飯田機械産業	飯田重利
鶴川石油株式会社	藤田信明	中央消防機器株式会社	川口修一
有限会社忠生造花店	金子秀夫	株式会社協和精密工業	石川光男
有限会社杉山商店	杉山英夫	有限会社町田特殊鋼	大河木勝利
三樹石油株式会社	三樹修身	三共自動車株式会社	河合彪
株式会社中野屋	杉浦信男	株式会社相武冷凍センター	田中栄
有限会社勝一	諸星健	株式会社中島工務店	中島祐治
有限会社なるとや	友野忠	株式会社朝日電工	富田佐二郎



法人税 解説シリーズ

町田税務署 上席指導官

渡部 正晴

借地権の認定課税を免れるために

相当の地代の改訂と権利金の認定見合せ

調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は、前期に社長の自宅の跡地であるX土地を、更地価額の8%相当額の地代で社長から賃借するとともに、社長の自宅用地として、A社の所有地であるY土地を相続税評価額の8%相当額の地代で社長に賃貸し、それぞれの土地につき「相当の地代の改訂方法に関する届出書」を所轄税務署長に届け出していた。

ところが、税務調査で、社長からはX土地を更地価額の8%相当額の地代で賃借しているのだから、Y土地についても更地価額の8%相当額の地代で賃貸すべきであり、従って、Y土地の更地価額の8%相当額から、相続税評価額の8%相当額を控除した残額は、社長に対する報酬であるとして、所得税を源泉徴収しなければならないとの指摘を受けた。

〈ケース2〉 B社は、前期において、将来無償で返還を受けることを条件に、子会社に事務所用の土地を賃貸し、地代収入として240万円を収益に計上するとともに、子会社と連名で「土地の無償返還に関する届出書」を所轄税務署長に届け出していた。

ところが、税務調査で、地代収入240万円は、相当の地代の額360万円に満たないので、差額の120万円は子会社に対する寄付金に当たるとして、寄付金の損金不算入部分を否認された。

なぜ否認されたか

法人が借地権の設定等により他人に土地を使用させた場合は、これにより通常収受すべき権利金を収受しない場合には、原則として権利金の認定課税が行われることとされていますが(基通13-1-3)、この権利金の認定課税を免れるための措置も税務上講じられています。すなわち、次の1および2の場合には、権利金の認定課税は行われないことになっています。

1 相当の地代の額を収受することとした場合の留意点

- ① 借地人等と連名で「相当の地代の改訂方法に関する届出書」を所轄税務署長に届け出て、その借地権の設定等に係る土地の価額の上昇に応じて、順次その収受する地代の額を相当の

地代の額に改訂(おおむね3年以下の期間ごと)する方法を選択するか、それとも改訂しない方法を選択するかを明らかにすること(基通13-1-8)。

- ② 相当の地代の額は、その土地の更地価額(更地としての通常の取引価額)に、おおむね年8%を乗じて計算することとされているが、課税上弊害がないときには、その土地の近傍類地の公示価格等から合理的に算定した価額または相続税評価額に、おおむね年8%を乗じて計算した金額を相当の地代の額とすることができること(基通13-1-2)。

ケース1は、この1の場合に該当しますが、税務調査で指摘を受けたのは、相当の地代の額を相続税評価額に年8%を乗じて計算していることです。

すなわち、相続税評価額に年8%を乗じて計算された金額を、相当の地代の額とすることができる場合は、上記②で述べたように、課税上弊害が認められないときだけです。

ケース1では、社長から賃借したX土地については、更地価額に年8%を乗じて計算された金額を相当の地代の額としているのですから、社長に賃貸したY土地に係る相当の地代の額についても、Y土地の更地価額に年8%を乗じて計算された金額と同額としないと課税上弊害があるということです。

そのため、Y土地の更地価額に年8%を乗じて計算された金額から、Y土地の相続税評価額に年8%を乗じて計算された金額を控除した差額に相当する金額については、社長に対して給与(定期の給与に該当するので報酬となります。基通9-2-10(6)、9-2-16(2))を支給したとして、源泉徴収すべきであるとの指摘を受けたものです。

なお、社長に対して報酬を支給したものとしたため、社長に対する報酬の額の合計額のうちに、不相当に高額の部分の金額が生ずることとなったときには、その不相当に高額の部分の金額は損金に算入されないこととなります(法34①)。

2 権利金の認定見合せの取扱いの適用を受ける場合の留意点(基通13-1-7)

- ① 借地権の設定等により他人に土地を使用させた場合で、権利金を収受していないこと、または特別の経済的な利益を受けていないこと。
- ② 借地権の設定等に係る契約書において、将来借地人等がその土地を無償で返還することが定められていること。
- ③ 借地人等と連名で「土地の無償返還に関する届出書」を提出すること。
- ④ 実際に収受する地代の額が相当の地代の額に満たないときには、その満たない金額が借地人等に対して贈与(その借地人等が、その法人の役員または使用人である場合には、給与を支給)したものとして取り扱われ、また、この相当の地代の額は、おおむね3年以下の期間ごとに見直しが行われること。

ケース2は、この②の場合に該当しますが、税務調査で指摘を受けたのは、実際に収受している地代の額が相当の地代の額に満たないために、その満たない金額120万円は子会社に対して寄付したものとされ、そのために寄付金の損金不算入額に相当する金額が所得に加算されたものです。

アドバイス

- ① 「相当の地代の改訂方法に関する届出書」 および「土地の無償返還に関する届出書」は、土地を所有している法人または個人の納税地の所轄税務署長へ届け出ることになっている。
- ② 駐車場等として土地を更地のまま使用させる場合は、通常権利金の授受を伴わないので、権利金の認定課税は行われない（基通13-1-5）



お知らせ

10月4日(火) 青年部会 公開講演会

- 演題：「感動をマイクにのせて！」
- 講演：NHKスポーツ番組でおなじみ 福島幸雄氏
- 会場：町田市民ホール(入場無料) 午後6時30分開場・7時開演

11月8日(火) 町田法人会 公開講演会

- 講師：田中真澄氏(参加無料)
- 会場：ラポール千寿閣

11月17日(木) 婦人部会 公開講演会

- 演題：「相続税対策」—おこる前の心構え—
- 講師：弁護士 室田景幸氏
- 会場：八千代信用金庫町田支店(1時より)

利子税がかかりました

利子課税の改正にともなう

申告書別表四・別表五の書き方

63年4月1日から預金利子の源泉税が国税15%都民税5%（改正前国税20%）に改正されたのに伴い申告書の様式も一部変更されましたのでご紹介します。

設 例

利子収入 100,000円
 源泉所得税 15,000円
 都民税利子割額 5,000円
 手取額 80,000円

会社の仕訳

1、現預金 80,000 受取利息 100,000
 租税公課 20,000
 又は、
 2、現預金 80,000 受取利息 80,000

所得の金額の計算に関する明細書

区 分		総 額	処		
			留 保	社 外 流 出	
		①	②	③	
		円	円	配 当	円
当期利益又は当期欠損の額	1			賞 与	
				そ の 他	
加	2				
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く)	3				
損金の額に算入した道府県民税(利子割を除く)及び市町村民税	4	5,000	5,000		
損金の額に算入した道府県民税利子割	5				
損金の額に算入した納税充当金	6			そ の 他	
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く)、加算金、延滞金(延納分を除く)及び過息税	7				
減価償却の償却超過額					
寄附金の損金不算入額(別表十四「16」又は「28」)	21			そ の 他	
技術等海外取引の所得の特別控除額(別表十(一)「12」)	22	△		※	△
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③)	23	15,000		そ の 他	15,000
税額控除の対象とした外国法人税の額等(別表六(一)「3」+「5」-別表十六の二丁37の計)	24			そ の 他	
合 計(20から24までの計)	25			外 ※	
東京的機動道路の建設事業を行う会社等への出資に係る特別勘定繰入限度超過額(別表1)	26				

別表四 昭六三・四・一以後終了事業年度分

別表五(一) 昭六三・四・一以

利益積立金額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

区 分	期首現在利益積立金額 ①	当期中の増減		当期利益金処分等による増減(減は赤) ④	差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③+④ ⑤
		減 ②	増 ③		
利益準備金 1	円	円	円	円	円
積立金 2					

未納法人税等 (退職年金等積立金に 対するものを除く。)	未納法人税 (附帯税を除く。)	28	△	△	△	△	△
	未納道府県民税 (均等割額及び利子割額を含む。)	29	△	△ 5,000	△ 5,000	△	△
	未納市町村民税 (均等割額を含む。)	30	△	△	△	△	△
差引合計額 31							

法 0301-0501

別表五(二) 昭六三・四・一以後終了事業年度分

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法人税	円		円	円	円	円
人	昭昭					
	昭昭					
	当期分 中 間		円			
	確 定					
計						
道府県民税	昭昭					
	昭昭					
	昭昭					
	当期分 利子割		5,000			5,000
	中 間					
	確 定					
計						

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

I 所得税額の控除に関する明細書

区 分	収入金額 ①	①について課される所得税額 ②	②のうち控除を受ける所得税額 ③
		②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配 1	100,000 円	15,000 円	15,000 円
公社債の利子等 2			
利益の配当及び剰余金の分配(みなし配当等を除く。) 3			
証券投資信託の収益の分配 4			
その他 5	内	内	内
計 6			

別表六(一) 昭六三・四・一以後終了事業年度

定期総会 開催される

青年部会 部会長 金子 仙太郎

去る昭和63年5月12日、町田市商工会館会議室において、青年部会第九回定期総会が開催されました。

当日、親会より三橋会長、石井副会長が、署より松永統括官、渡部首席指導官の臨席を頂き、司会加藤副部会長の開会の言葉により午後6時30分より開会しました。

金子部会長のあいさつの後、規約に基づいて同部会長が議長に就き議事に移りました。

—〈議事の概要〉—

第一号議案

昭和62年度事業報告承認の件
富田副部会長が報告。

第二号議案

昭和62年度収支決算報告。並びに監査報告承認の件



第5号議案を提案する佐藤副部会長。



青年部会も9回目の総会を迎えた。

細野会計が収支報告をし、つづいて青木会計監査が監査報告をした。

第三号議案

昭和63年度事業計画（案）承認の件
井上副部会長が提案。

第四号議案

昭和63年度収支予算（案）承認の件
牧野会計が提案。

第五号議案

青年部会規約一部改正承認の件
佐藤副部会長が、規約第10条（会計）の改正を提案。

第一号議案から第四号議案までが、満場一致で可決され、第五号議案も熱心な質問の後全員の承認を以て可決されました。

質問のあった第五号議案は、部会費の徴収によって、部会会員の参加意識を向上する目的を含んでの改正でしたが、実際の会費の徴収は、十分な準備をするために来年度以降に先送りされると説明されました。

議事終了後、三橋会長と松永統括官より祝辞を頂き、司会の閉会のことばをもって無事終了しました。

総会終了後、会場を「be me（旧大丸）」に移して懇親会に入り、そこでも今後の部会活動が話題の中心になりました。

~~~~~ 『わかりやすい相続税』 を開催 ~~~~~

青年部会副部長 村松 稷 敏

6月22日、町田税務署3階会議室において、定例研修行事として定着しつつある、相続税シリーズパート3を開催しました。

今回の講師は、資産税部門斎藤上席調査官（写真中央）。初めは、「講師として立つのは、今回が初めて」とちょっと緊張していた様子でしたが、実際の実務から起こりうる事から大変分かりやすく説明していただきました。

また、今回試みのひとつとして、テキストにマンガを採用。その結果いつもとちょっと変わった研修となりましたが、難しいテキストを使うよりもよかったようです。



少し緊張ぎみ(?)の斎藤上席調査官。

を中心に進めていきました。

「40万円でマイホームを手に入れる方法」は、“親子間の住宅取得資金の贈与の特例”（昭和64年12月31日まで有効）を利用したもので、表-1の様に相当の税額が軽減されます。

また「税金のかからない贈与」は、前記の“親子間の住宅取得資金の贈与の特例”でマイホームを手に入れる目安が着いた後に、地代も権利金も支払わない場合でも課税されな

い方法と言うことでしたが、これには、親の土地であることや、相続税は別なのだという注意事項がありました。

さらに同じ課題で、“負担付き贈与”の例がありました。ここでは、ローンなどの残額がある資産の贈与には、税金がかからない場合があるとの事で、例題の中では、贈与税も譲渡所得税もかからないと言う話でした。

しかしローンなどの残額だけは残るので、注意が必要です。

一部の話にだけ触れましたが、これ以外にもたくさんの例題を上げての研修会でした。しかし、せっかく税務的に有利な条件が揃っていても、知らなければこれらの事も活用出来ません。

実は、今回もう一つの試みとして、あえて開催日を水曜日に設定し、町中の会員さんがたに参加しやすくしようと試みたのですが、残念なことに参加者24名のみの参加でした。

部会としましても、出来るだけ多くの方に知って頂きたい事ですので、次の機会には是非参加して頂きたい。知らないでいますと、結局損をする事になりかねませんので…。

(表-1)

負担軽減状況(住宅取得資金のみの贈与の場合)

| 贈与額   | 通常の贈与税額 | 特例による贈与税額 | 軽減額   | 軽減割合 |
|-------|---------|-----------|-------|------|
| 200万円 | 24万円    | 一万円       | 24万円  | 100% |
| 300   | 56      | —         | 56    | 100  |
| 400   | 94      | 10        | 84    | 89.4 |
| 500   | 136     | 20        | 116   | 85.3 |
| 600   | 181     | 40        | 141   | 77.9 |
| 700   | 230.5   | 72        | 158.5 | 68.8 |

## 婦人部会 総会開催

婦人部会 部会長 堤 敏子

5月26日八千代信用金庫会議室に於て、第7回総会を開催いたしました。

署より松永統括官、渡部上席指導官、会より鈴木副会長の御出席をいただきました。早いもので、7回目を迎えることが出来ました。この間の関係者の方々のあたたかい御理解、



会場には35名の部会員が出席。

## 総会二部 “ワインパーティー”

総会后2時30分より懇親会に移りました。八千代信用金庫の協力を得て、キッコーマンホームパーティーの開催が出来ました。

手軽に作っていただいたお料理にワインを添えて、マナーと料理の作り方を説明して下さいました。白ワインからロゼ、赤ワインとすすめるのが良いと話されました。色や香りを楽しみ味わう時は、舌の上にワインをのせてころがす様に飲むのが良い、など印象的な場面もありました。会場では、うなずき乍らそれぞれ味わい会話もはずんでおりました。

笑顔の続くなごやかな中に、惜しい様では



八千代信用金庫の会議室で総会を開催。

御指導、心より御礼申し上げます。

出席者も回を重ねる度に親睦を深め、堺地区から南地区から参加して下さいる様になり、出席者も安定してまいりました。これも役員、幹事さんの御努力のおかげと感謝しております。

本年度もよき経営者となる為の会の目標に添いよき伴奏者として頑張りたいと思います。ニュース、会報などに案内が出ます。よくお読みいただき、行事に参加して下さいませ。

最後に皆様の御健康と会社の御繁栄を心よりお祈りしてご挨拶といたします。

婦人部会 副部会長 神 蔵 玉 江  
ありますが、4時閉会にさせていただきました。



総会終了後には、ワインパーティーを開催好評を得た。

# 見学研修会に参加して

原町田第1地区会 幹事 八木 きよ子

6月24日金曜日、44名を乗せたバスは、予定どおり7時には東急前を出発し、一路千葉方面へと向かいました。

今回の研修会、天候にはあまり恵まれませんでしたが大変楽しく過ごさせて頂きました。各役員の方御世話になりました。

感想

- ① 少し遠くて強行軍だったのであまり自由時間がなかった。
- ② 銚子おしょうゆ工場  
主婦として炊事に密着する見学は、私は好きです。大変参考になりました。
- ③ 潮来十二橋めぐり  
正直のところ思っていたほどにはなかったが面白くたまには変わった事も良

いと思います。

次回の研修会も楽しみに、宜しく願います。



潮来あやめ園にて。

原町田第1地区会 堀内 判子

毎年行なわれている婦人部会、研修旅行会、今年は銚子おしょうゆ工場、犬吠崎灯台、潮来十二橋めぐりとまわり、何事もなく無事終わりました。

いつもいつも会長さんはじめ役員の方々にはお世話になり、心より感謝しております。

バスの中での渡部上席の税務研修会を通し、売上そして税金と、いつも頭の中に存在しておりますのに、知ろうとしない自分のおろそかさに気がつきます。

これからも、出来るだけ研修会に出席し、ひとつでも多く、勉強していきたいと思えます。

何とぞ、よろしくおねがいたします。



銚子おしょうゆ工場前で記念撮影。

## 研修会を開催

源泉部会 部会長 四ヶ所 守

7月4日午後1時30分より町田税務署3階会議室において、本年度第1回目の研修会を開催しました。

今回のテーマは、「源泉所得税の四季」ということにし、各季節毎におけるいろいろな行事から発生する源泉所得税上の問題について正しい知識を把握するというものでした。

講師として、いつものとおり町田税務署法人税第一部門渡部上席指導官・橋口調査官・長井調査官の各氏に担当していただきました。

まずスライドによって年間の源泉所得税事務の動きをたしかめ、次いで橋口調査官より資料第1のなかから、「昼食の現物支給による経済的利益」、「会社が負担したサークル活動のための費用」、「ゴルフクラブの入会金と年会費」、「会社が負担した保険料」の各項目について、税務上の取扱いで特に留意しなければならない点の説明が行われました。

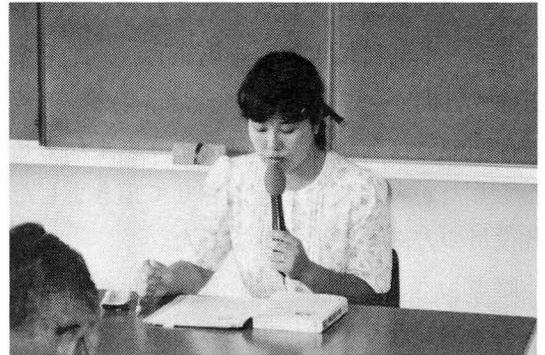
つぎに今回はじめての試みとして、参加者が4人ずつのグループを作り、渡部上席指導



四ヶ所源泉部会長が挨拶。

官から出題された具体的設問について「課税する」、惑いは「非課税でよい」といった解答を行い、橋口調査官・長井調査官の正解説明がされる研修をすゝめました。

各グループは、



最初は橋口調査官の説明から始まった。

全員で意見を述べあい、結論を出すうえで出題者に条件の確認など活発な質疑応答がなされました。

「1年を経過しても未払となっている役員賞与に係る源泉徴収の時期」や「優秀な人材を他社から引き抜くための引抜料の源泉徴収」について各グループとも大いに判断に苦しみ、また「会社が負担する海外旅行の費用」についても三つの要件をすべて満たせば給与として、源泉徴収する必要がないなどすべての問題についてより深い知識をおさめることができたと思います。

当日、松永統括官も挨拶のなかで述べられましたが、源泉部会は、その目的からして源泉所得税関係を中心に活動するようになり、研修会のテーマ選びなど苦心します。しかし、徴収義務者としての重要な立場を認識して正しい取扱いへの知識の向上が必要です。

今後に予想される税法改正については、税務当局に協力をお願いして説明会など開催したいと思います。部会へのご意見などどしどし事務局までお寄せ下さい。

# 厚生委員会よりお知らせ

厚生委員長 古澤 一

全法連ならびに東法連が実施いたしております、各種共済制度について、町田法人会も加入推進に努めておりますが、現在の各制度別加入状況は次のとおりとなっております。

| 制度名           | 区分    | 加入法人数(社) | 加入率(%) | 取扱会社               |
|---------------|-------|----------|--------|--------------------|
| 大型保障制度        | 町田法人会 | 384      | 13.8   | 大同生命               |
|               | 東法連合計 | 32,288   | 12.2   | A I U              |
| 経営者年金         | 町田法人会 | 161      | 5.8    | 大同生命               |
|               | 東法連合計 | 6,633    | 2.5    |                    |
| 個人年金<br>(生保型) | 町田法人会 | ※ 7      |        | 大同生命               |
|               | 東法連合計 | ※ 1,265  |        |                    |
| 個人年金<br>(信託型) | 町田法人会 | ※ 75     |        | 安田・三井・三菱<br>の各信託銀行 |
|               | 東法連合計 | ※ 6,675  |        |                    |
| 特退共           | 町田法人会 | 119      | 4.3    | 大同生命               |
|               | 東法連合計 | 9,567    | 3.6    |                    |
| 新ガン保険         | 町田法人会 | 211      | 7.6    | アメリカンファミリー         |
|               | 東法連合計 | 9,713    | 3.7    |                    |
| 保全プラン         | 町田法人会 | ※ 22     |        | A I U              |
|               | 東法連合計 | ※ 2,362  |        |                    |

※印は加入件数 (63.6.13 東法連資料より)

以上のとおり会員各位のご理解とご協力により、現在加入率では、いずれも東法連合計を上回っておりますが、本年度も引きつづき各制度の加入推進に努めて参ります。

# 研修委員会よりお知らせ

研修委員長 杉浦信男

## 第7回初級実務簿記講習会 開講する

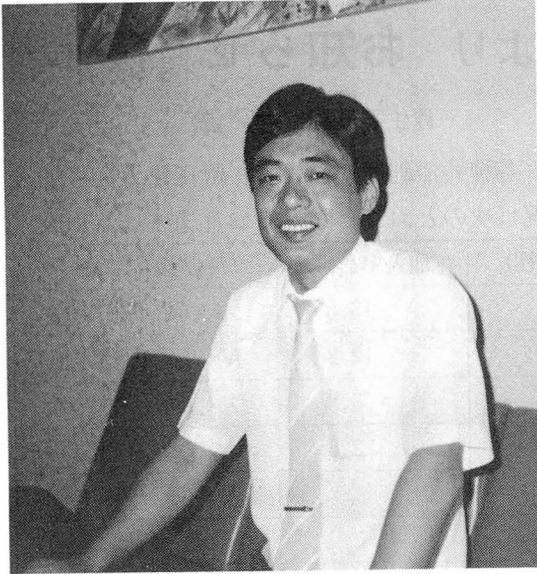
毎回好評を拍しております初級実務簿記講習会は、遂に7ヶ年の年輪を数えるに至り、真夏の事業としてかなり定着した感がございます。

本年度も、会員よりの期待が高く、55名の熱心な受講者の申込をいただきました。

講師は通年税理士会殿にご協力をいただいておりますが、今講習会は田中光一先生にお



7回目の簿記講習には55名の申し込みがあった。



勤めを願い、去る7月1日町田市公民館大集会室に於て開講されました。

開講式には、ご来賓として署ご当局より渡

部上席指導官を、主催会より石井副会長及び杉浦研修委員長が出席。それぞれ挨拶を述べ高屋事務局長より講師の紹介と、講習会運営のすすめ方の説明がなされ第1日目の講習が開始されました。

田中講師は、昭和55年慶応大学卒にて新進気鋭、若さ溢れる明快な講義に受講者の熱い期待がよせられております。

これより会員の方が全課程を収められ、修了証書を手になさるようご健闘を切望したいものです。

尚引続き8月29日より毎週1回午後6時より8時30分迄、町田市商工会館会議室にて中級実務簿記講習会が開催されます。

奮って受講のお申込をいただきますようご案内をいたします。

## 事務局だより

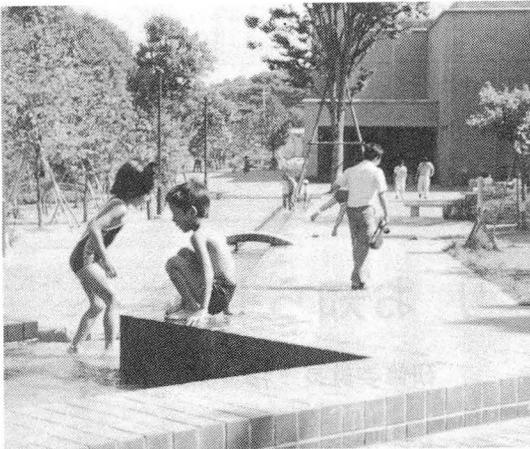
表紙撮影・北村紀一・会員

(有)北村建築設計事務所代表取締役

表紙の写真は、芹ヶ谷公園に流れる小川の写真です。

芹ヶ谷公園は、市街に最も近い憩いの場のひとつとして市民に親しまれています。公園内には、湿生植物園、花見園、冒険広場、展望台等があり、家族でちょっと散歩を楽しむ時など最適です。疲れた時には、木影で一休みなどしてはいかがでしょうか。

この小川には名前もありませんが、その水源は小田急線近くの湧水に始まり、500メートル先の国際版画美術館まで続いています。



夏休みのある日、水遊びを楽しむ子供達。

## <法人会会員シールをご利用下さい>

|                |    |   |   |   |     |                                  |
|----------------|----|---|---|---|-----|----------------------------------|
| 計算書の計          | 36 |   |   |   | 000 | 00の43.3%相当額計                     |
| 所得金額計(1)       | 37 |   |   |   | 000 | 法人税額計                            |
| 控除額            | 43 | 千 | 百 | 十 | 円   | 00+00+(40+4)                     |
| 控除後の計          | 44 |   |   |   |     | 中間配当の金額                          |
| 控除した金額         | 45 |   |   |   |     | 利益の配当(剰余金の分配)の金額<br>(中間配当の金額を除く) |
| 控除しきれなかった金額    | 46 |   |   |   |     | 利益又は剰余金の分配による賞与の額                |
| 控除した金額         | 47 |   |   |   |     | 中間配当の<br>効力発生の日                  |
| 田中地及び<br>田法人名等 |    |   |   |   |     | 昭和年                              |
| (有)町田法人会会員     |    |   |   |   |     | 昭和年                              |

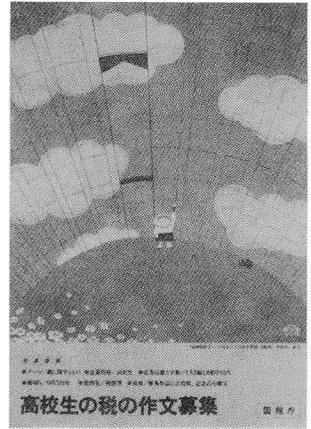
会報の裏表紙に掲載されている「(社)町田法人会会員」シールをご存じですか? 切りとって図のように、申告書の所定の場合にお貼りください。

# 税務署からのお知らせ

## 税の作文募集!!

- 応募資格 高校生であればどなたでも応募できます。
- テーマ 税に関することであれば、何でも結構ですが、次のような例を参考にしてください。
  - 税や税務署についての意見
  - 税について学校などで学んだことについての意見
  - 税務署などを見学したことがあればその経験や印象
  - 税についての家族の体験談やまわりの方の話を聞いて、自分が考えたこと
- 応募点数と字数 1人1編、3,000字以内で、末尾に住所、氏名、学校名、学年、学校の所在地を書いてください。
- 締切り 9月5日(月)までに税務署へお送りください。
- 表彰 優秀作文には、賞状と記念品を贈呈します。

税の作文募集についてのお問い合わせは税務署総務課へ



## 税の相談日の中止について

税務相談官による税の相談日(第1及び第3木曜日)は、当分の間中止します。なお、税務相談については下記(お近く)の税務相談室の分室をご利用ください。

— 記 —

- |            |                  |                |
|------------|------------------|----------------|
| ○ 八王子税務署分室 | 東京都八王子市安町4-4-9   | ☎ 0426-26-5105 |
| ○ 立川税務署分室  | 東京都立川市高松町2-26-12 | ☎ 0425-26-0655 |
| ○ 神奈川税務署分室 | 横浜市神奈川区栄町8-6     | ☎ 045-453-0553 |
| ○ 川崎北税務署分室 | 川崎市高津区久本269-1    | ☎ 044-852-1110 |
| ○ 厚木税務署分室  | 厚木市水引1-10-7      | ☎ 0462-24-2244 |

## 甘い言葉にご注意を

最近、「国税局、税務署関係者」などと言って、税務関係の図書の販売や講習会への参加を呼び掛け、多額のお金を請求するといったことが多発しております。

国税局、税務署では、一切このようなことはしておりませんので、不審に思われたら、遠慮せずに身分証明書の提示を求めるか税務署へ問い合わせてください。

**経営者には十分な社会的保障がありません。**

不確実な時代・安定した将来の資金づくりに

# 東法連の 経営者退職年金制度

ご存知ですか？

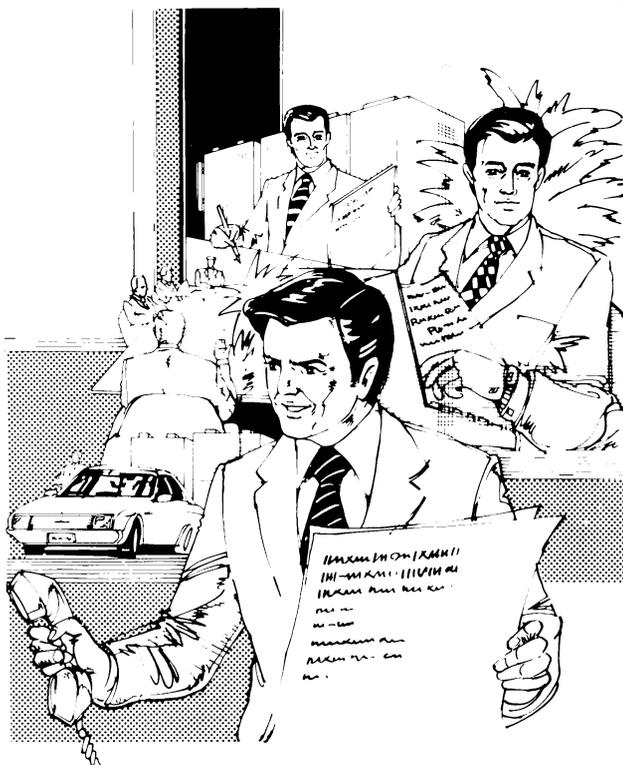
● 従業員の退職金規定のある企業

94.6%

● 役員退職金規定のある企業

15.4%

● 役員退職金規定を作りたいと  
考えている企業 63.1%



## 特色

- 月々計画的な掛金で多額の資金が準備されます。
- 積立金は年金、一時金いずれか希望される方法でお受取りになれます。
- 掛金は安全・有利に運用されます。

退職年金給付の一例(加入期間10年)(支給期間10年)

| 給付     | 月掛金 | 20万円        | 10万円        | 7万円         | 5万円        | 3万円        | 1万円        |
|--------|-----|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|
| 退職年金月額 |     | 396,000円    | 198,000円    | 138,600円    | 99,000円    | 59,400円    | 19,800円    |
| 退職一時金  |     | 34,280,000円 | 17,140,000円 | 11,998,000円 | 8,570,000円 | 5,142,000円 | 1,714,000円 |

★「役員退職慰労金規程」と「議事録」のサンプルを差し上げます。ご希望の方は、下記までお申し込みください。

この制度のお問合せは

(社)東京法人会連合会 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階 TEL03(355)2911